

請願提出者の委員会への出席にかかる課題

◎議会改革特別委員会での確認内容

「必要な事案については参考人制度を活用し、積極的に請願提案者の説明を求めていくこととする。」

【運用にあたって課題】

1 目的は何か

目的により運用が異なる。

- ①請願者に対して、思いを述べる機会を与える。
→請願者が希望すれば発言できる。

- ②議会での審査の充実を図る。(利害関係者の意見を議会の討議に反映させる。)
→必要に応じて、請願者の出席を求める。

2 請願者の意見陳述の内容について

請願書の内容を補足する発言が求められる。

委員会からの質疑に答える必要がある。

3 請願者の出席の決定について

請願者の出席については、委員会に諮って決定する必要がある。

出席することを強要できない。(希望した場合に限定される。)

順序としては、

①委員会で決定 → ②請願人へ出席要請 → ③委員会へ出席・発言となる。

【問題点】①～③を1日で行う場合、請願人にはあらかじめ来ていただく必要があるが、出席についての決定がされていないため、来てもらったが発言できないということもありうる。

4 その他の課題

(1) 審査の順番について

- ①現状どおり、議案の審査のあと、請願の審査を行う。
- ②参考人の待ち時間を考慮し、最初に請願の審査を行う。

(2) 請願人の席について

発言席及び待機席をどうするか。

【例え】傍聴席で待機し、請願人の出席が決定されたら発言席（当局側の最前列）に移動し発言。質疑（又は審議）が終わったら傍聴席に戻る。

(3) 請願の件数が多い場合の対応について

審査の時間配分等の調整が必要となる。